

**第346回通常会議****反対討論①議案****2017年12月18日 野村せつ子**

日本共産党栃木県議団は、第2号議案、第20号議案、第27号議案、第28号議案への反対討論を行います。

第2号は、来年度から施行される新たな国民健康保険制度において、県が市町とともに保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うため、条例を制定するものです。国保は高齢者や低所得層が多いなど、構造的問題を有し、国民皆保険制度を守るためにも、「国保は福祉」の立場にたつて、国庫負担を増額し、被保険者の負担を軽減する改革が必要です。ところが新制度は、医療費抑制を意図し、国庫負担額が不十分である上、市町の一般会計からの繰り入れを制約し、医療費抑制や収納率向上を競わせる制度となっています。生活を圧迫する高い保険税負担の軽減や、資格証明書の発行の抑制は期待できず、可とすることはできません。

第20号「特定事業契約の締結について」は、馬頭最終処分場の建設・運営・管理にあたるPFI事業者として、「株式会社クリーンテックとちぎ」と、契約金額37億円余の契約を締結するものです。一般競争入札でありながら、手を挙げた2社のうち1社は辞退し、選択の余地がない状況でした。事業者選定委員会の会議録は、「企業秘密に属する部分が多いため開示できない」とのことで、県民への情報公開より、企業秘密が優先されるPFI事業は、県営産廃最終処分場の形態として、ふさわしくないといわざるを得ません。

第27号議案は、解散する宇都宮市街地開発組合の財政調整基金約119億円の処分について、県と宇都宮市で折半しようとするものです。基金は、県と市が5千万円ずつ拠出し、取得したものであり、組合の意見のみならず、県民・市民の意見・要望に基づいて活用すべきです。そうであれば折半に限定する必要はありません。しかし、知事は早々に、基金活用の選択肢として、県民合意・市民合意のないLRT事業への支援に言及し、今議会において折半で得られる全額を支援に充てる考えを表明しました。8日の県土整備委員会ではさらに具体的な活用イメージも示されました。しかも、この内容は11月16日付下野新聞で報道され、議案提出前から県民に周知されたところです。本議案は、処分方法の議決を求めるものですが、その目的、使途は明確であり、LRT事業と一体不可分であることから反対します。

第28号議案は、来年度から県立リハビリテーションセンターを独立行政法人とし、その中期目標を定めるものです。リハビリ病院の他、こども療育センター、こども発達支援センター、駒生園も含まれ、福祉の不採算部門の切り離しといわざるを得ない独法化は認められません。

**第346回通常会議****反対討論③追加議案****2017年12月18日 野村せつ子**

追第1号、追第2号に反対する立場から討論します。追第1号「職員の給与に関する条例等一部改正」で職員の給与・期末手当を少額でも増額することには賛成ですが、知事等特別職の期末手当の増額が含まれること、知事に準じて県議会議員の期末手当が増額されることから可とできません。公務員は特別職に厚い給与体系となっており、知事等の期末手当増額は必要ないと考えます。追第2号「職員の退職手当に関する条例等一部改正」は、国家公務員退職手当法の成立を受け、来年1月1日から県職員の退職金の額を、平均78万1千円引き下げるものです。退職後の生活設計に多大な不安を生じさせるとともに、「後払いの賃金」である退職金の引き下げは、労働条件の改悪そのものです。退職後も守秘義務が課される公務員の特殊性を考慮せず、官民との均衡を理由とした引き下げは容認できません。

以上、日本共産党としての意見を申し上げ、反対討論といたします。

